

入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養(Ⅰ)に関する届け出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額（1 食につき）

一般（70 歳未満）	70 歳以上の高齢者	標準負担額（1 食あたり）	
●一般（下記以外）	●一般（下記以外）	510 円 ●（例外）指定難病患者 300 円	
●低所得者（住民税非課税）	●低所得者Ⅱ（※1）	●過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	240 円
		●過去 1 年間の入院期間が 90 日超	190 円
該当なし	●低所得者Ⅰ（※2）	110 円	

※ 1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※ 2 低所得者Ⅰ：① 世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに 0 円となる者、
あるいは、② 老齢福祉年金受給権者

独立行政法人地域医療機能推進機構 清水さくら病院